

監査結果報告

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定に基づく監査を船橋市監査基準に則り、次のとおり実施した。

第1 監査の対象

出資団体（所管部局）

- ・公益財団法人 船橋市公園協会（建設局都市整備部公園緑地課）
- ・株式会社 船橋都市サービス（建設局都市計画部都市政策課）

補助団体（所管部局）

- ・社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会（健康福祉局福祉サービス部地域福祉課）

指定管理者（所管部局）

- ・公益財団法人 船橋市公園協会（建設局都市整備部公園緑地課）

船橋市アンデルセン公園

- ・株式会社 船橋都市サービス（建設局道路部道路計画課）

船橋市本町駐車場

- ・社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会（健康福祉局健康・高齢部高齢者福祉課）

船橋市中央老人福祉センター、船橋市西老人福祉センター

第2 監査の範囲

令和3年度の出納その他の事務等の執行について（必要に応じて令和3年度以外についても範囲とした。）

第3 監査を実施した監査委員

栗林 紀子

齋藤 弘之

大矢 敏子

橋本 和子

第4 監査の着眼点

主として、出資団体監査にあつては出資に係る出納その他の事務、補助団体監査にあつては補助金交付に係る出納その他の事務、指定管理者監査にあつては指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令等に則り、適正かつ正確に行われているか、また、所管部局が団体に対して、適切な指導監督等を行っているかを主眼として、想定されるリスクに応じた着眼点を設定し、監査を実施した。

第5 監査の実施内容

令和4年9月1日から令和4年11月25日まで、監査の対象団体及び監査委員事務局において、関係書類について調査確認するとともに、現地調査を行い、併せて関係職員から事情聴取を実施した。

第6 監査の結果

公益財団法人 船橋市公園協会

1 監査対象の概要

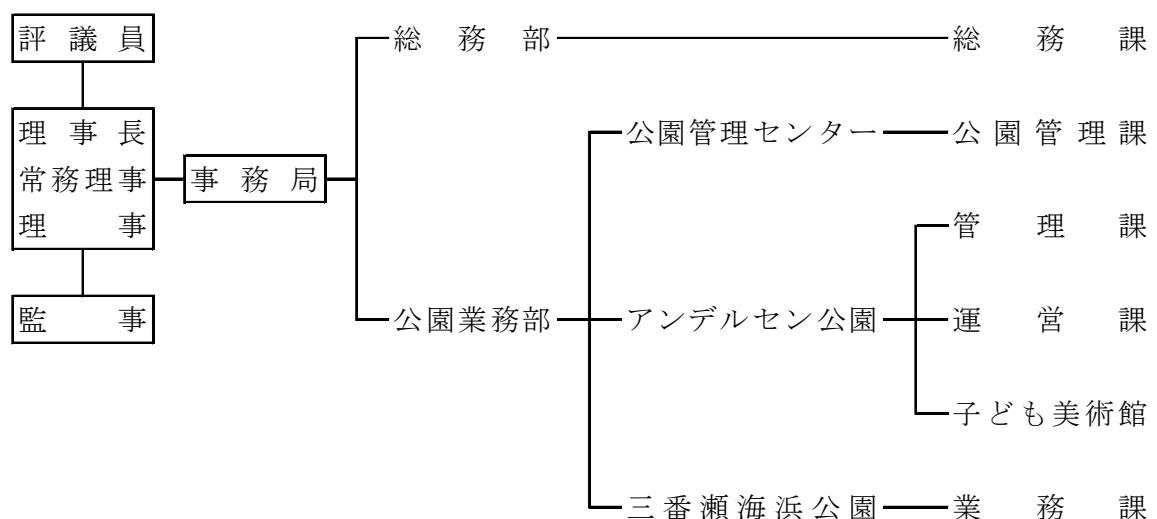
(1) 設立目的

都市緑化の推進及び環境の整備を行うとともに、公園、スポーツ・レクリエーション施設、芸術・文化施設及び干潟の効率的な管理運営と健全な利用の促進を図り、併せて市民の余暇の有効活用及び健康増進を支援し、もってうるおいとやすらぎのある市民生活に寄与することを目的として昭和５７年４月６日に設立された。

(2) 基本財産及び船橋市の出捐金（令和４年３月３１日現在）

基 本 財 産	１０，０００，０００円
船橋市の出捐金	２５，０００，０００円

(3) 組 織（令和４年３月３１日現在）



(4) 主な事業内容

- ・都市緑化の推進及び環境の整備に関する事業
- ・公園等の管理・運営及び利用促進に関する事業
- ・公園等における便益施設の管理・運営に関する事業 等

2 指定管理者受託業務

(1) 施設の名称

船橋市アンデルセン公園

(2) 施設の位置

船橋市金堀町５２５番ほか

(3) 指定期間

平成28年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 令和3年度の委託費

383,974,352円

(5) 主な管理業務（船橋市アンデルセン公園の管理に関する基本協定書第4条）

- ・アンデルセン公園の施設及び設備の提供に関すること
- ・アンデルセン公園の利用の許可に関すること
- ・アンデルセン公園の利用料の収受に関すること
- ・アンデルセン公園の施設及び設備の維持管理に関すること 等

(6) 令和3年度の収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
指定管理事業収入	383,974,352	アンデルセン公園事業	585,550,123
指定管理補償金	73,139,097	子ども美術館事業	197,954,361
入園料収入	252,493,510	駐車場事業	45,395,844
駐車場事業収入	73,621,500	売店遊戯事業	76,389,396
子ども美術館事業収入	37,710,500	特定資産取得支出	4,719,976
売店等事業収入	87,640,614	固定資産取得支出	8,656,874
遊戯事業収入	23,034,660	アンデルセン公園管理費	11,875,589
イベント事業収入	668,500	充当額（法人税等含む）	
補助金等収入	11,028,253	子ども美術館管理費	3,273,914
雑収入	2,995,758	充当額（法人税等含む）	
		法人税	12,406,509
収入合計	946,306,744	支出合計	946,222,586
収支差額			84,158

(7) 令和3年度の施設利用状況

有料入園者	無料入園者	合計	開園日数	1日平均利用者数
人	人	人	日	人
485,739	104,034	589,773	297	1,985.8

3 監査の結論

監査した結果、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

[指摘事項]

(指定管理者)

- ・ アンデルセン公園事業委託費支出のうち、コミュニティーセンター前クリスマス装飾設置業務について、重複支出していた。
- ・ 令和3年9月30日に取得した固定資産のサービスセンターエアコンについて、固定資産台帳に取得価額929,060円で登録するところ、誤って設計額994,400円とし、減価償却費を過大に計上していた。

所管課にあっては、指摘事項について再発防止の観点から適切な指導監督に努められたい。(公園緑地課)

[要望事項]

(指定管理者所管課)

船橋市アンデルセン公園の管理に関する基本協定書(以下、「基本協定書」という。)第17条では、指定管理業務委託費に1,800万円の修繕費が含まれていることから、指定管理者の負担で修繕を行うこととされているところ、実際には毎年3,000万円から5,000万円費用負担していることが指定管理者より報告されており、指定管理者において過大な負担となっていると考えられる。

本件について事情聴取したところ、指定管理者においては、市に施設等に関する修繕の対応を求めると一定の時間を要することになり、修繕完了までの期間、施設の利用制限等が生じ、場合によっては閉園するなど利用者に迷惑をかけることが懸念されるため、自主努力による資金の余力の範囲内で市の了承を得たうえで修繕を行っていた。しかし、開園から25年以上経ち今後さらに修繕費用が嵩んでいくと考えられること、また電気料の高騰、物価上昇などにより大幅な経費の負担が生じており、これまでと同様に安定的に修繕を行っていくことは不透明であることから、修繕費の取扱いについては市と協議を行っていくとのことであった。

また、所管課においては、相互に情報共有をしつつ、緊急性や利用者の安全性等を考慮し、指定管理者と協議しながら施設の管理に努めていくとのことであった。

船橋市アンデルセン公園は、利用者等から高い評価を得ているとともに、入場者数も増加し、船橋市の知名度を上げる要因になっており、施設の維持は大変重要なものと考ええる。

以上のことから、修繕費の取扱いを見直されるよう要望する。(公園緑地課)

株式会社 船橋都市サービス

1 監査対象の概要

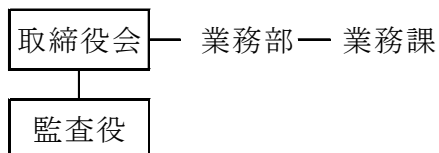
(1) 設立目的

船橋北口駐車場の運営管理を主たる業務として設立された船橋北口駐車場株式会社と、船橋市の都市再開発計画並びに開発計画の主旨に基づく各種事業等を営むことを目的として設立された株式会社船橋市街地改造公社が、経営と投資の効率化を高め船橋市のまちづくりに寄与することを目的として平成16年4月1日に合併し、同年7月1日に商号を株式会社船橋都市サービスとした。

(2) 資本金及び船橋市の出資金（令和4年3月31日現在）

資本金	100,000,000円
(船橋市の出資金)	31,250,000円)

(3) 組織（令和4年3月31日現在）



(4) 主な事業内容

- ・ 駐車場等の建設及び管理に関する業務
- ・ 土地建物の管理及び賃貸に関する業務
- ・ 広告及び宣伝業務 等

2 指定管理者受託業務

(1) 施設の名称

船橋市本町駐車場

(2) 施設の位置

船橋市本町2丁目1番1号

(3) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 主な管理業務（船橋市本町駐車場の管理に関する基本協定書第4条）

- ・ 駐車場の利用及び制限に関する業務

- ・ 料金の徴収管理に関する業務
- ・ 駐車場の維持管理に関する業務 等

(5) 令和3年度の収支状況

(税抜)

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
駐車場利用料	円 33,680,404	人件費	円 27,568,216
		管理費	796,229
		運営費	6,713,258
		事務費	529,872
		その他	300,442
収入合計	33,680,404	支出合計	35,908,017
収支差額		-2,227,613	

(6) 令和3年度の施設利用状況

収容台数	年間 総駐車台数	月平均台数	1日平均台数	最大利用料金 適用台数 ※1	泊利用台数	年間平均 回転率 ※2
台 115	台 68,368	台 5,698	台 188	台 3,168	台 193	回転 1.63

※1 最大利用料金 1,500円

※2 年間平均回転率 年間総駐車台数÷年間日数÷収容台数

3 監査の結論

監査した結果、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

[要望事項]

(指定管理者所管課)

指定管理業務における物品の取扱いについては、市と指定管理者双方に誤解がないよう基本協定書や仕様書（以下「協定書等」という。）において明確にすべきところ、物品購入時の手続きや費用負担、所有権の帰属先が不明瞭になっていた。このため、購入にあたり協定書等上、あらかじめ市の承認が必要とされている物品について事後確認となっているもの、また、あらかじめ協議が必要とされている物品について協議がされていないものなどが見受けられた。この原因として、指定管理者を公募する際に市が作成し公表する指定管理者募集要項に記載の内容が一部、協定書等に反映されておらず矛盾が生じていること、本指定管理業務は同一の事業者が継続して担っており、運用上の調整で双方の事務に混乱がない状況となっていたことなどがあげられる。

こうした状況は、今後、指定管理者の公正な選考や適正な事業運営にも影響を与えかねないことから、協定書等の記載内容の明確化を要望する。（道路計画課）

指定管理者が「令和３年度船橋市本町駐車場事業計画書」に示した経費の収支予算（納付金（※））に関する協議要望について取扱いを確認したところ、所管課において協議が行われた事実は確認できなかった。新型コロナウイルス感染症の拡大が駐車場経営に与える影響については、市（所管課）及び指定管理者双方にそれぞれの評価があると考えられるが、こうした局面においてこそ、緊密な連携と調整を図ることが求められる。指定管理者の協議要望には丁寧に応じるとともに、しかるべき協議を行ったときは記録を残すなど双方の認識に齟齬が生じないように取り計らわれたい。

（道路計画課）

※本町駐車場指定管理業務における納付金について

船橋市本町駐車場の管理に関する基本協定書第１２条に基づき、指定管理者は本町駐車場の管理業務において生じた収益（利用料金収入から管理業務の実施に要した費用を差し引いた金額）の一部について、以下に定める金額を納付金として市へ支払うこととされている。

- （１）利用料金収入から管理業務の実施に要した費用を差し引いた金額に７０％を乗じて得た金額
- （２）（１）の金額が最低納付保証額（５００万円）に達しない場合は、最低納付保証額

なお、令和３年度の収支差額は赤字であったものの、（２）により市へ５００万円が納付されている。

社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会

1 監査対象の概要

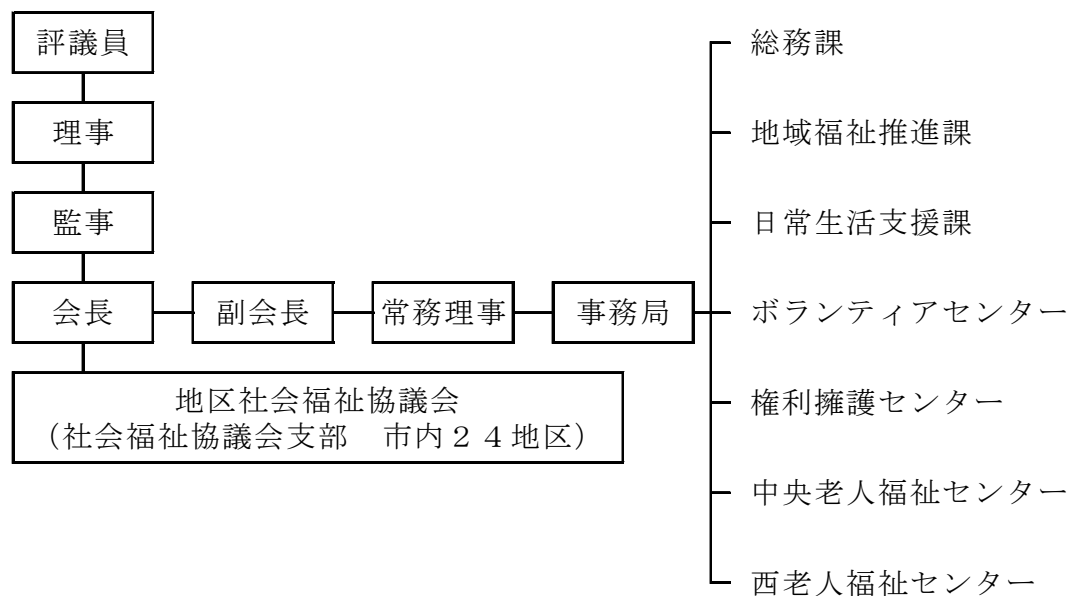
(1) 設立目的

船橋市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和26年12月1日に設立された。

(2) 基本財産（令和4年3月31日現在）

基本財産 3,000,000円

(3) 組織（令和4年3月31日現在）



(4) 主な事業内容

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・共同募金事業への協力
- ・老人福祉センターの経営 等

2 補助金の交付状況

令和3年度の補助金等の交付状況は、次のとおりである。

補助金等の名称		交付額（決算額）
船橋市社会福祉協議会助成交付金		円 89,463,813
活動促進事業補助金 船橋市社会福祉協議会	地区社協支援事業	60,165,031
	ミニデイサービス事業	4,496,251
	地域福祉まつり事業	382,968
	地区社協広報事業	2,817,034
	ボランティア育成事業	707,824
	ふれあい・いきいきサロン事業	596,863
	子育てサロン事業	397,069
	地区社会福祉協議会自主事業	224,610
	地区社会福祉協議会事務局員研修費補助事業	33,000
	福祉読本配付事業	1,063,620
安心登録カード事業補助金		6,505,663
災害時要援護者見守り活動支援事業補助金		4,818,575
地区社会福祉協議会活動拠点整備事業補助金		13,583,008
居住支援協議会事業費補助金		45,899
特定退職金掛金補助金		256,660

船橋市からの補助金の合計 185,557,888 円

3 指定管理者受託業務

(1) 船橋市中央老人福祉センター

① 施設の位置

船橋市夏見台1丁目11番3号

② 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

③ 令和3年度の委託費

51,000,000円

④ 主な管理業務（船橋市中央老人福祉センターの管理に関する基本協定書第4条）

- ・老人の生活相談、健康相談その他各種相談に関する事
- ・老人の機能回復訓練に関する事
- ・老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の総合的供与に関する事
- ・老人のクラブ及びサークルの運営の援助に関する事
- ・センターの利用の許可に関する事 等

⑤ 令和3年度の収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
委託料収入	51,000,000	人件費	24,746,061
事業収入（市外利用料）	5,800	給与	22,708,533
雑収入	104,003	法定福利費	2,037,528
受取利息収入	170	事業費	2,927,000
補助金	56,667	クラブ事業費	1,810,000
		文化祭事業費	0
		健康等独自事業費	1,117,000
		その他	0
		管理費	23,290,004
		旅費	6,872
		消耗器具備品費	593,710
		保守料	0
		印刷費	165,536
		使用料及び賃借料	481,058
		通信運搬費	1,586
		施設管理手数料	461,780
		委託料	20,666,910
		負担金	21,500
		修繕費	442,882
		その他	448,170
収入合計	51,166,640	支出合計	50,963,065
収支差額			203,575

⑥ 令和3年度の施設利用状況

市内利用者数	市外利用者数	見学者数	団体利用者数	合計	開館日数	1日平均利用者数
人	人	人	人	人	日	人
22,535	29	22	64	22,650	267	84.8

（２）船橋市西老人福祉センター

① 施設の位置

船橋市藤原3丁目2番15号（船橋市西部福祉会館内）

② 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

③ 令和3年度の委託費

54,900,000円

④ 主な管理業務（船橋市西老人福祉センターの管理に関する基本協定書第4条）

- ・老人の生活相談、健康相談その他各種相談に関すること
- ・老人の機能回復訓練に関すること
- ・老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の総合的供与に関すること
- ・老人のクラブ及びサークルの運営の援助に関すること
- ・センターの利用の許可に関すること 等

⑤ 令和3年度の収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
委託料収入	54,900,000	人件費	25,925,725
事業収入（市外利用料）	30,600	給与	24,207,932
雑収入	46,493	法定福利費	1,717,793
受取利息収入	149	事業費	3,206,000
補助金	93,327	クラブ事業費	2,070,000
		文化祭事業費	0
		健康等独自事業費	1,136,000
		その他	0
		管理費	23,592,563
		旅費	9,724
		消耗器具備品費	735,316
		保守料	0
		印刷費	0
		使用料及び賃借料	989,794
		通信運搬費	161,710
		施設管理手数料	0
		委託料	19,535,951
		負担金	31,500
		修繕費	1,451,780
		その他	676,788
収入合計	55,070,569	支出合計	52,724,288
収支差額			2,346,281

⑥ 令和3年度の施設利用状況

市内利用者数	市外利用者数	見学者数	団体利用者数	合計	開館日数	1日平均利用者数
人 22,093	人 163	人 20	人 0	人 22,276	日 267	人 83.4

4 監査の結論

監査した結果、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

【指摘事項】

(補助団体所管課)

- ・船橋市福祉読本配布事業補助金は、船橋市社会福祉協議会が市内各小学校の4年生に配布する福祉読本の作成などにかかる経費を対象に交付しているが、福祉読本の印刷原稿の編集及び各小学校あての通知文印刷のため消耗品費に計上されたコピー用紙、ドラムカートリッジ及びトナーカートリッジの購入費は、事業の実施に必要と思われる数量に比べ、過大な経費の補助となっていた。(地域福祉課)

【要望事項】

(指定管理者所管課)

老人福祉センター利用者の送迎バスにおいて、数年間にわたって利用者の少ないコースがみられた。所管課においては要因を調査・分析し、指定管理者と協議するなどして、必要に応じた見直しを図られたい。(高齢者福祉課)